

○総務省令第十五号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

総務大臣 野田 聖子

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>(個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官)</p> <p>第二十二条 〔略〕</p> <p>2 個人番号カード企画官は、命を受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードに関する重要事項に関する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの重要事項についての企画及び立案並びに関係部局(自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。第二十三条において同じ。)の調整に関する事務を行う。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>(総務室並びに税務企画官及び企画官)</p> <p>第三十三条 企画課に、総務室並びに税務企画官及び企画官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 企画官は、命を受けて、地方税に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>(企画官及び国際広報官)</p> <p>第三十六条 国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。</p> <p>2 企画官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。</p> <p>3 国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。</p> <p>(企画官及び統計データ二次的利用推進企画官)</p> <p>第六十八条 統計作成支援課に、企画官及び統計データ二次的利用推進企画官それぞれ一人を置く。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 統計データ二次的利用推進企画官は、命を受けて、次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。</p> <p>一 調査票情報の提供並びに委託による調査票情報を利用した統計の作成及び統計的研究に関すること。</p> <p>二 匿名データの作成及び提供に関すること。</p> <p>(地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官)</p> <p>第七十一条 調査企画課に、地理情報室並びに調査官、首席統計情報官及び首席分類銘柄情報官</p>	<p>(個人番号カード企画官及び本人確認情報保護専門官)</p> <p>第二十二条 〔同上〕</p> <p>2 個人番号カード企画官は、命を受けて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードに関する重要事項に関する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務制度に関するものの重要事項についての企画及び立案並びに関係部局(自治行政局、自治財政局、自治税務局及び消防庁をいう。次条において同じ。)の調整に関する事務を行う。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>(総務室及び税務企画官)</p> <p>第三十三条 企画課に、総務室及び税務企画官一人を置く。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(国際広報官)</p> <p>第三十六条 国際政策課に、国際広報官一人を置く。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 国際広報官は、命を受けて、国際政策課の所掌事務に関する海外に対する広報に関する事務の総括を行う。</p> <p>(企画官)</p> <p>第六十八条 統計作成支援課に、企画官一人を置く。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(地理情報室並びに調査官、首席統計情報官、首席分類銘柄情報官及び統計品質管理官)</p> <p>第七十一条 調査企画課に、地理情報室並びに調査官、首席統計情報官、首席分類銘柄情報官及</p>
---	--

それぞれ一人を置く。

〔2〕6 略

〔削る〕

(研修の課程)

第八十六条 自治大学校に、一般研修の課程として第一部課程、第二部課程、第一部・第二部特別課程及び第三部課程を、専門研修の課程として税務専門課程及び監査・内部統制専門課程を置く。

附則

〔削る〕

〔統計品質管理官それぞれ一人を置く。〕

〔2〕6 同上

71 統計品質管理官は、命を受けて、統計調査部が所掌する統計の品質の維持及び向上に関する事務を行う。

(研修の課程)

第八十六条 自治大学校に、一般研修の課程として第一部課程、第二部課程、第一部・第二部特別課程及び第三部課程を、専門研修の課程として政策専門課程、税務専門課程及び監査・内部統制専門課程を置く。

附則

(自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室の所掌事務の特例)

第十二条の二 自治行政局公務員部公務員課女性活躍・人材活用推進室は、第二十五条第四項各号に掲げる事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方公務員の勤務成績の評定(地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十条第一項に規定する勤務成績の評定をいう。第二号において同じ。)に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 地方公共団体の職員の勤務成績の評定に関する行政に対する協力及び技術的助言に関すること。

(自治行政局選挙部選挙課企画官の設置期間の特例)

第十三条 第二十六条の二第一項の企画官は、平成三十五年三月三十一日までの間、置かれるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。